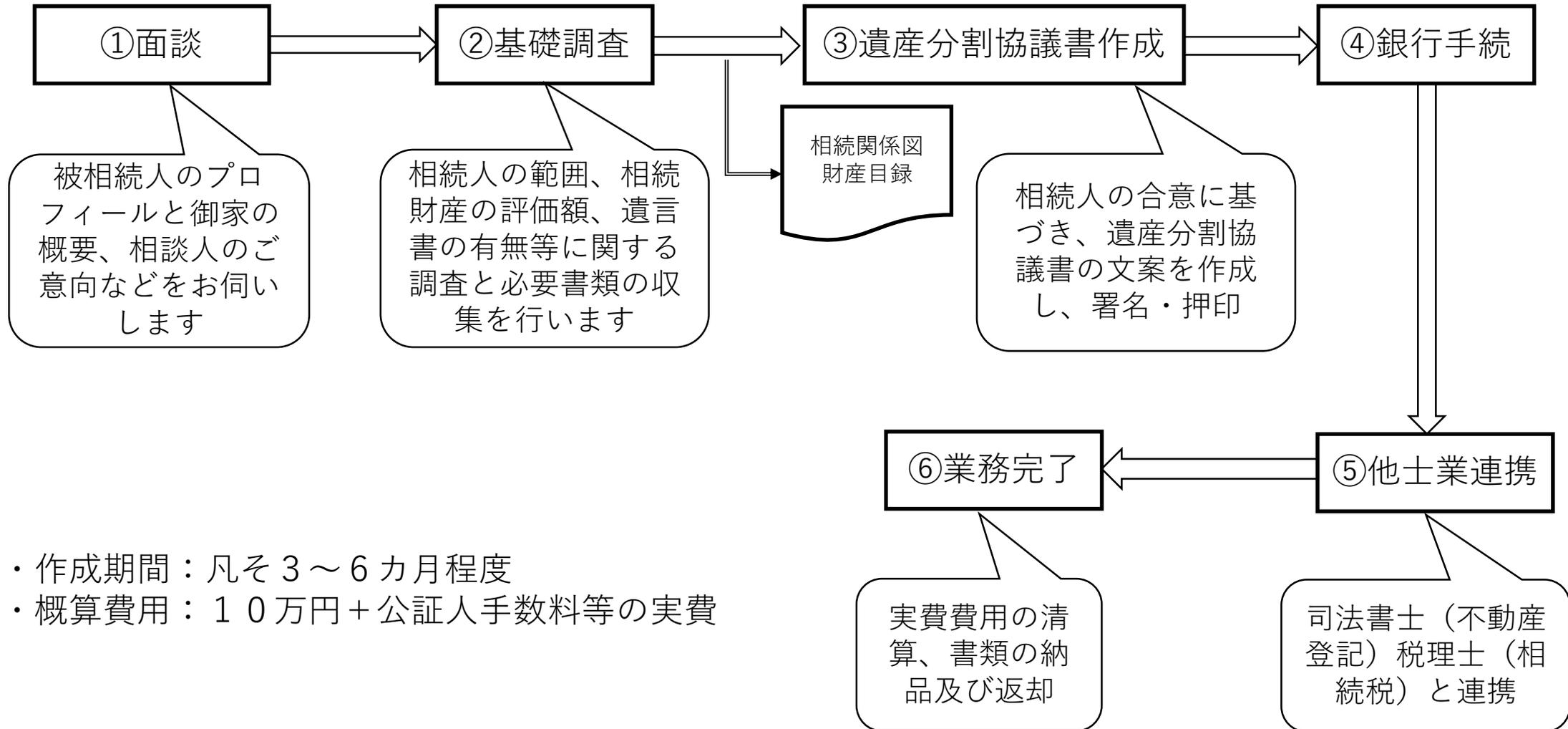


遺産分割協議 ロードマップ

1. 遺産分割協議全体フロー



- ・作成期間：凡そ3～6カ月程度
- ・概算費用：10万円+公証人手数料等の実費

2. 工程別実施内容

①面談

- ・改正相続法の説明・・・平成30年公布の相続法改正の概要を資料に基づき、ご説明します。
- ・遺産分割協議の概要説明・・・本資料に基づく説明
- ・被相続人のプロフィール聴取・・・亡くなられた被相続人の氏名・住所・職歴、財産の保有状況等をお伺いします。（別途ワークシートに記入可）
- ・相続人のプロフィール聴取・・・ご親族の方々の氏名・住所・年齢・職業等をお伺いします。認知症等で判断能力に欠ける方がおられる場合は、別途の手続きが必要となります。（別途ワークシートに記入可）
- ・費用のご説明
- ・遺産分割に必要な資料の説明・・・実印、印鑑証明等
- ・委任状の提示
- ・相続人代表者の決定（連絡先の確定）
- ・次回打合せ日時

②基礎調査

・相続人調査・・・・・・・・・・相続人を確定するため、被相続人（故人）の出生から死亡までの戸籍謄本を全て収集し、相続関係図を作成します。（別紙参考資料）
戸籍の異動があった場合、日数を要します。

・相続財産調査・・・・・・・・・・相続財産の範囲と評価を確定し、財産目録（別紙）を作成します。

種類

裏付資料

不動産

全部登記事項証明書（不動産登記簿謄本）
固定資産税評価証明書

銀行預金

残高証明書

株式・有価証券

相続時及び遺産分割時の時価

・遺言調査・・・・・・・・・・遺言の有無を決定します。公正証書遺言及び保管制度利用の自筆証書遺言の有無は、行政書士が調査しますが、自宅保存の自筆証書遺言は、故人の居宅等を相続人で調査をお願いします。

③遺産分割協議書作成

- ・ 遺産分割協議書の文案提示 基礎調査の結果及び相続人間の合意に基づき、遺産分割協議書の文案を作成し、説明します。相続人間で協議し、修正を経た後、最終案に署名・押印を頂きます。この書類は、銀行手続及び不動産の移転登記に必要となります。

④銀行手続

- ・ 第1回訪問 相続人代表者からの委任状に基づき、②の基礎調査の段階で死亡届の提出、残高証明書の取得及び相続届出手続書類の取得を行います。
- ・ 第2回訪問 戸籍謄本、遺産分割協議書等の必要書類を銀行に提出し、相続人の指定口座への払い戻しを請求します。
後日、入金をご確認して頂きます。

⑤他士業連携

- ・ 司法書士 被相続人所有の不動産の相続による移転登記
- ・ 税理士 相続税の申告

⑥業務完了

- ・作成書類の納品及び返却・・・遺産分割協議書等の作成書類一式の納品及び相続人からお預かりした書類の返却
- ・費用の清算・・・・・・・・・・遺産分割手続に要した費用の清算

2. 遺産分割協議の留意点

○相続人間の円満な合意が前提

遺産分割協議書は、被相続人の遺産を相続人間で協議し、合理的な方法で分割して相続することに合意してこそ作成可能な書類であり、手続です。争いが生じて合意が困難となれば、ただちに手続きは中止し、行政書士は受任を辞退しなければなりません。（行政書士法）この場合、利害調整の手続きは、弁護士が受任することになります。

以上